

羽咋市制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めるもののほか、羽咋市が発注する建設工事の請負契約に係る制限付き一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により行う一般競争入札をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計価格（消費税込み）が3千万円以上の建設工事とする。ただし、災害等により緊急に工事を発注する必要がある場合、特殊な工事の発注において入札参加者が限定される場合その他市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加しようとする者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 競争入札参加資格に関する審査を受け、羽咋市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 羽咋市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) その他企画財政課長が工事ごとに次に掲げる事項について、羽咋市請負等業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に諮って定めた基準に適合していること。
 - ア 対象工事についての本市建設工事の入札参加資格業種
 - イ 対象工事の業種に係る経営事項審査点数に主観点数を加えた総合点数
 - ウ 対象工事に係る業種についての建設業法第3条第1項の許可に係る営業所の所在地
 - エ 対象工事に係る業種についての建設業の許可の内容
 - オ 対象工事と同種又は類似の工事の元請施工実績（原則として10年以内の実績とし、かつ、共同企業体の構成員としての実績の場合は、原則として出資比率が20パーセント以上の場合の実績とする。）の内容
 - カ 対象工事に必要な資格及び経験を有する監理技術者等の状況
 - キ その他工事の発注及び施工について必要な事項

(入札参加資格要件の決定等)

第4条 企画財政課長は、当該工事を発注する工事主管課長と協議のうえ、前条第3号の基準の案を作成し、あらかじめ選考委員会に諮るものとする。

2 当該工事に係る基準は、選考委員会を経て、市長が決定する。

(公告)

第5条 市長は、第3条に規定する参加資格要件のほか、対象工事の概要、入札参加申請の手続き及び技術資料の記載方法等について定め、羽咋市財務規則第79条の規定に基づき公告するものとする。

(入札参加申請書等の提出)

第6条 対象工事の入札に参加しようとする者は、前条の公告に定める期限までに一般競争入札参加申請書（様式第1号。以下「参加申請書」という。）を提出しなければならない。この場合において、入札参加申請者が共同企業体である場合は、共同企業体協定書（写し）を参加申請書に添付するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき参加申請書を受領したときは、受領印を押印のうえ、当該入札参加申請者に対し、その写しを交付するものとする。ただし、入札参加資格を有しないものであることが明確であるときは受理しないものとする。

(入札の執行等)

第7条 市長は、予定価格の制限の範囲内で最も入札価格の低い者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者）を落札候補者とし、落札を保留するものとする。

(入札参加資格確認申請書等の提出)

第8条 落札候補者は、市長が指定する日時までに、一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号。以下「資格確認申請書」という。)等を持参により提出しなければならない。

2 落札候補者が前項の規定による提出期限までに資格確認申請書等を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格の審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者の入札は無効とする。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定等)

第9条 市長は、提出された資格確認申請書等により落札候補者の入札参加資格を審査し、当該資格を満たしているときは、落札者として決定し、その旨を一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式第3号。以下「結果通知書」という。)によりその旨を速やかに当該落札者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査において、落札候補者が、入札参加資格を満たしていないときは、当該落札候補者を失格とし、次順位であった者を新たな候補者とし、適格者が確認できるまで、入札参加資格の審査を行うものとする。

3 入札参加資格の審査は、資格確認申請書等が提出された日の翌日から起算して原則として2日(その日が羽咋市の休日を定める条例(平成2年条例第4号)第1条に規定する市の機関の休日(以下「市の休日」に当たる場合は、当該休日を除く。))以内に行うものとする。

4 市長は、第1項の審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該対象者に入札参加資格を有していないと認める理由を付してその旨を結果通知書により通知するものとする。

5 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受けた日から起算して2日(市の休日を除く。)以内に、市長に対して書面によりその理由について説明を求めることができるものとする。

6 市長は、前項の説明を求められたときは、速やかに書面により回答するものとする。

(入札執行前の入札参加資格の審査)

第10条 第6条から前条までの規定にかかわらず、その規模又は性質により入札の執行の前に入札参加資格の審査を行う必要があると特に認める対象工事については、別に定める入札参加申請、入札参加資格の確認等の手続によることができる。

(共同企業体に関する取扱い)

第11条 市長は、対象工事を共同企業体に対して発注することの適否及び共同企業体に発注するときの構成員数、その他共同企業体に発注することに関して必要な事項については、選考委員会に諮って決定するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

一般競争入札参加資格確認結果通知書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 殿

羽咋市長 印

年 月 日付けで申請のあった ○○○○ に係る一般競争入札参加資格
の確認結果を下記のとおり通知します。

記

入 札 日	年 月 日	
工 事 名		
入札参加資格 の有無	有 ・ 無	
	入札参加 資格がないと認め た理由	

入札参加資格を有すると通知された場合は、この通知をもって落札者と決定いたします。
なお、入札参加資格がないと通知された場合は、この通知のあった日から2日以内に
市に対し、書面をもってその理由について説明を求めることができます。